

**短時間労働者に対する健康保険
・ 厚生年金保険の適用拡大
Q & A 集**

**(令和 8 年 10 月
・ 令和 9 年 10 月施行分)**

【目 次】

1. 被保険者資格の取得要件（総論）

- 問 1 なぜ被用者保険の適用拡大を進める必要があるのか。
- 問 2 適用拡大の実施により、短時間労働者に対する厚生年金保険・健康保険の被保険者資格の取得要件はどのようになるのか。令和 8 年 10 月 1 日からは何が変わるのか。
- 問 3 最初の雇用期間が 2 月以内である場合は、当該期間を超えて使用されることが見込まれることとして取り扱われることはないのか。
- 問 4 4 分の 3 基準を満たさない短時間労働者は、3 要件のうちいずれか 1 つの要件を満たせば被保険者資格を取得するのか。
- 問 5 適用拡大の実施により、年金が在職支給停止となる可能性がある 70 歳以上の労働者に該当するか否かの基準についても、影響が及ぶのか。
- 問 6 4 分の 3 基準を満たさない短時間労働者として被保険者資格を取得したが、雇用契約の変更等で正社員等の一般被保険者として適用要件を満たすこととなった場合、どのような手続が必要になってくるか。

2. 特定適用事業所（令和 9 年 10 月 1 日に企業規模要件が 35 人超に縮小）

- 問 7 使用される被保険者の総数が常時 35 人を超えるか否かの判定は、適用事業所ごとに行うのか。
- 問 8 「被保険者の総数が常時 35 人を超える」において、被保険者はどのような者を指すのか。適用拡大の対象となる短時間労働者や 70 歳以上で健康保険のみ加入している被保険者は対象に含めるのか。
- 問 9 「被保険者の総数が常時 35 人を超える」とは、どのような状態を指すのか。どの時点で常時 35 人を超えると判断することになるのか。
- 問 10 特定適用事業所に該当した適用事業所は、どのような手続が必要になってくるか。
- 問 11 令和 9 年 10 月 1 日から特定適用事業所に該当する適用事業所は、どのような手続が必要になってくるか。

- 問 12 令和 9 年 10 月 1 日から特定適用事業所に該当する適用事業所や該当する可能性がある適用事業所に対して、あらかじめ機構から何らかのお知らせは送付されてくるか。
- 問 13 令和 9 年 10 月 1 日以降、特定適用事業所に該当する可能性のある適用事業所に対して、あらかじめ機構から何らかのお知らせは送付されてくるか。
- 問 14 「特定適用事業所に関する重要なお知らせ」が送付され、5 か月目の翌月も被保険者の総数が 35 人を超えたため特定適用事業所に該当したにもかかわらず、事務センター等へ特定適用事業所該当届を届け出なかった場合はどうなるか。
- 問 15 使用される被保険者の総数が直近 12 か月のうち、6 か月以上 35 人を超えたことが機構において確認できなかった場合でも、事業主が特定適用事業所に該当すると判断した場合は、特定適用事業所該当届を事務センター等へ届け出ることとはできるか。
- 問 16 事業所の新規適用や事業所の合併時点で 6 か月以上 35 人を超える実績はないが、当該時点以降の厚生年金保険の被保険者の総数が 35 人を超える場合、特定適用事業所該当届を届け出る必要があるか。
- 問 17 使用される被保険者の総数が常時 35 人を超えなくなった場合、どのように取り扱われるか。
- 問 18 特定適用事業所不該当届は、35 人を超えなくなったら直ちに提出可能なのか。被保険者の 4 分の 3 以上の同意を得たとあるが、70 歳以上の被用者は含まれるのか。
- 問 19 「特定適用事業所該当事前のお知らせ」や「特定適用事業所該当通知書」が送付されてきたが、令和 9 年 10 月 1 日前に、被保険者の総数が 35 人を超えなくなった場合、特定適用事業所に該当したことを取り消すことはできるか。
- 問 20 「常時 35 人を超える」と見込んで特定適用事業所該当届を提出し適用された後、実際には常時 35 人を超えなかった場合は遡及取消となるのか。

3. 任意特定適用事業所

問 21 被保険者の総数が常時 35 人を超えない企業で、適用拡大をすることは可能か。

問 22 任意特定適用事業所の労使合意に必要となる「働いている方々の 2 分の 1 以上の同意」とは具体的にどのようなものか。

問 23 事業主の合意は必要か。

問 24 短時間労働者が 1 名でも社会保険の加入を希望した場合、合意に向けての労使の協議は必ず行う必要があるのか。

問 25 同意対象者から選ばれる過半数代表者になるための要件はあるのか。

問 26 労働者の同意や事業主の申出は企業単位と事業所単位のどちらで行うのか。

問 27 労働者の同意書に有効期間はあるのか。事務センター等への申出は、同意があった日からいつまでに行う必要があるのか。

問 28 申出が受理された後に、過半数代表者が退職した場合や同意した者が過半数割れした場合など、改めて同意を取り直す必要はあるか。

問 29 一度申出が受理されれば、社会保険に加入し続けることができるのか。

4. 1 週間の所定労働時間が 20 時間以上

問 30 1 週間の所定労働時間が短期的かつ周期的に変動する場合とはどのような場合か。また、そのような場合は 1 週間の所定労働時間をどのように算出すればよいか。

問 31 所定労働時間が 1 か月単位で定められている場合、1 週間の所定労働時間をどのように算出すればよいか。

問 32 特定の月の所定労働時間に例外的な長短がある場合とはどのような場合か。また、そのような場合は 1 週間の所定労働時間をどのように算出すればよいか。

問 33 所定労働時間が1年単位で定められている場合、1週間の所定労働時間をどのように算出すればよいか。

問 34 就業規則や雇用契約書等で定められた所定労働時間が週20時間未満である者が、業務の都合等により恒常的に実際の労働時間が週20時間以上となった場合は、どのように取り扱うのか。また、適用拡大の施行日前から当該状態であった場合は、適用拡大の施行日から被保険者の資格を取得するのか。

5. 学生でないこと

問 35 「学生でないこと」について、学生とはどのような者を指すのか。通信制課程に在学する者は対象となるのか。

問 36 学生については、4分の3基準に該当していても、学生という理由のみをもって健康保険・厚生年金保険の被保険者とならないのか。

6. 所定内賃金が月額8.8万円以上（令和8年10月1日に撤廃）

問 37 賃金要件はなぜ撤廃されたのか。

問 38 賃金要件は撤廃されたが、令和8年9月以前の期間の取扱いはどうなるか。

問 39 賃金要件の撤廃後、最低賃金減額の特例許可を受けている者の取扱いはどうなるか。

7. 給付・その他

問 40 老齢厚生年金の受給者が適用拡大により短時間労働者として被保険者資格を取得した場合、年金給付に対してどのような影響があるか。（在職老齢年金、高年齢雇用継続給付等）

問 41 短時間正社員について、今回の適用拡大によって取扱いに変更はあるか。

問 42 同時に2ヶ所以上の事業所で勤務をしているが、複数の事業所で被保険者資格の取得要件を満たした場合、どのような手続が必要になるか。

1. 被保険者資格の取得要件（総論）

問1 なぜ被用者保険の適用拡大を進める必要があるのか。

（答）政府においては、これまでも法律改正を通じて、短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用拡大（以下「適用拡大」という。）の取組を進めてきており、その意義については、以下の点があるとされています。

- ① 被用者でありながら国民年金・国民健康保険加入となっている者に対して、被用者による支えあいの仕組みである厚生年金保険や健康保険による保障を確保することで、被用者にふさわしい保障を実現すること。
- ② 労働者の働き方や企業による雇い方の選択において、社会保険制度における取扱いによって選択を歪められたり、不公平を生じたりすることがないようにすること等により、働き方や雇用の選択を歪めない制度を構築すること。
- ③ 適用拡大によって厚生年金保険の適用対象となった者が、定額の基礎年金に加えて報酬比例給付による保障を受けられるようになること等を通じて、社会保障の機能を強化すること。

問2 適用拡大の実施により、短時間労働者に対する厚生年金保険・健康保険の被保険者資格の取得要件はどのようなになるのか。令和8年10月1日からは何が変わるのか。

（答）

平成28年10月1日より適用拡大が実施されたことにより、「1週の所定労働時間」及び「1月の所定労働日数」が、同一の事業所に使用される通常の労働者の所定労働時間及び所定労働日数の4分の3以上（以下「4分の3基準」という。）である労働者については、厚生年金保険・健康保険の被保険者となります。

4分の3基準を満たさない場合であっても、次の①から③までの3つの要件（以下「3要件」という。）を満たす場合は、新たに厚生年金保険・健康保険の被保険者となります。

- ① 1週の所定労働時間が20時間以上であること。
- ② 学生でないこと。
- ③ 以下のいずれかの適用事業所に使用されていること。

- (i) 公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 62 号）附則第 17 条第 12 項及び第 46 条第 12 項に規定する特定適用事業所（以下「特定適用事業所」という。）
 - (ii) 労使合意により事業主が適用拡大を行う旨の申出を行った特定適用事業所以外の適用事業所（国又は地方公共団体の適用事業所を除く。）
 - (iii) 国又は地方公共団体の適用事業所（※）
- （※） 国又は地方公共団体等（一部の独立行政法人等を含む。以下「国等」という。）に勤務する短時間労働者に対しては、令和 4 年 10 月 1 日以後、国家公務員・地方公務員共済組合制度の短期給付・福祉事業が適用されることから、国等の適用事業所に使用される短時間労働者については健康保険に係る徴収・給付は行いません。

これまで、3 要件の他に「所定内賃金が月額 8.8 万円以上であること」という要件（以下「賃金要件」という。）がありましたが、令和 8 年 10 月 1 日に撤廃されました。

また、令和 9 年 10 月 1 日には、特定適用事業所における、いわゆる企業規模要件について、使用される厚生年金保険の被保険者の総数が常時 50 人を超える企業から常時 35 人を超える企業に引き下げられ、その後も次のとおり段階的に縮小のうえ、令和 17 年 10 月 1 日に撤廃されます。

施行日	企業規模
令和 11 年 10 月 1 日	常時 20 人超
令和 14 年 10 月 1 日	常時 10 人超
令和 17 年 10 月 1 日	撤廃

問 3 最初の雇用期間が 2 月以内である場合は、当該期間を超えて使用されることが見込まれることとして取り扱われることはないのか。

（答）最初の雇用契約の期間が 2 月以内であっても、次の（ア）又は（イ）に該当する場合は、「2 月以内の雇用契約が更新されることが見込まれる場合」に該当するものとして、最初の雇用期間に基づき使用され始めた時に被保険者の資格を取得することになります。

（ア）就業規則や雇用契約書その他の書面において、その雇用契約が「更新される旨」又は「更新される場合がある旨」が明示されていること。

（イ）同一の事業所において、同様の雇用契約に基づき雇用されている者が、

契約更新等により最初の雇用契約の期間を超えて雇用された実績があること。

ただし、(ア)又は(イ)に該当する場合であっても、2月以内に定められた最初の雇用契約の期間を超えて使用しないことについて労使双方が合意(※)しているときは、「2月以内の雇用契約が更新されることが見込まれる場合」には該当しないこととして取り扱います。

(※) 書面による合意(メールによる合意も含む。)が必要となります。

問4 4分の3基準を満たさない短時間労働者は、3要件のうちいずれか1つの要件を満たせば被保険者資格を取得するのか。

(答) 4分の3基準を満たさない短時間労働者は、3要件全てを満たした場合に被保険者資格を取得します。

問5 適用拡大の実施により、年金が在職支給停止となる可能性がある70歳以上の労働者に該当するか否かの基準についても、影響が及ぶのか。

(答) 被保険者資格の取得要件と同様に、4分の3基準又は3要件を満たした場合に、70歳以上の使用される者に該当することとなります。

問6 4分の3基準を満たさない短時間労働者として被保険者資格を取得したが、雇用契約の変更等で正社員等の一般被保険者として適用要件を満たすこととなった場合、どのような手続が必要になってくるか。

(答) 事業主は、被保険者に係る短時間労働者であるかないかの区別に変更があったときは、当該事実が発生した日から5日以内に、「健康保険・厚生年金保険被保険者区分変更届／厚生年金保険70歳以上被用者区分変更届」を日本年金機構(以下「機構」という。)の事務センター(又は年金事務所)(以下「事務センター等」という)に届け出る必要があります(健康保険組合が管掌する健康保険については、健康保険組合へ届け出るようになります。)

2. 特定適用事業所（令和9年10月1日に企業規模要件が35人超に縮小）

問7 使用される被保険者の総数が常時35人を超えるか否かの判定は、適用事業所ごとに行うのか。

（答）使用される被保険者の総数が常時35人を超えるか否かの判定は企業ごとに行いますが、具体的には以下のいずれかの考え方で判定します。

- ① 法人事業所の場合は、同一の法人番号を有する全ての適用事業所に使用される厚生年金保険の被保険者の総数が常時35人を超えるか否かによって判定します。
- ② 個人事業所の場合は、適用事業所ごとに使用される厚生年金保険の被保険者の総数が常時35人を超えるか否かによって判定します。

問8 「被保険者の総数が常時35人を超える」において、被保険者はどのような者を指すのか。適用拡大の対象となる短時間労働者や70歳以上で健康保険のみ加入している被保険者は対象に含めるのか。

（答）特定適用事業所に該当するか判断する際の被保険者とは、適用事業所に使用される厚生年金保険の被保険者の総数（共済組合員たる厚生年金保険の被保険者を含む。）になります。

そのため、適用拡大の対象となる短時間労働者や70歳以上で健康保険のみ加入しているような方は対象に含めません。

問9 「被保険者の総数が常時35人を超える」とは、どのような状態を指すのか。どの時点で常時35人を超えると判断することになるのか。

（答）「被保険者の総数が常時35人を超える」とは、

- ① 法人事業所の場合は、同一の法人番号を有する全ての適用事業所に使用される厚生年金保険の被保険者の総数が12か月のうち、6か月以上35人を超えることが見込まれる場合を指します。
- ② 個人事業所の場合は、適用事業所ごとに使用される厚生年金保険の被保険者の総数が12か月のうち、6か月以上35人を超えることが見込まれる場合を指します。

問 10 特定適用事業所に該当した適用事業所は、どのような手続が必要になってくるか。

(答) 特定適用事業所に該当した場合は、

- ① 法人事業所の場合は、同一の法人番号を有する全ての適用事業所を代表する本店又は主たる事業所から、事務センター等へ特定適用事業所該当届を届け出ることになります（健康保険組合が管掌する健康保険の特定適用事業所該当届については、健康保険組合へ届け出ることになります。）。
- ② 個人事業所の場合は、各適用事業所から、事務センター等へ特定適用事業所該当届を届け出ることになります（健康保険組合が管掌する健康保険の特定適用事業所該当届については、健康保険組合へ届け出ることになります。）。

なお、適用拡大の実施に伴い、新たに被保険者資格を取得する短時間労働者がいる場合は、法人事業所であっても個人事業所であっても、各適用事業所がその者に係る被保険者資格取得届を事務センター等へ届け出る必要があります（健康保険組合が管掌する健康保険の被保険者資格取得届については、健康保険組合へ届け出ることになります。）。

問 11 令和 9 年 10 月 1 日から特定適用事業所に該当する適用事業所は、どのような手続が必要になってくるか。

(答) 令和 8 年 10 月から令和 9 年 8 月までの各月のうち、使用される厚生年金保険の被保険者の総数が 6 か月以上 35 人を超えたことが確認できる場合は、機構において対象の適用事業所を特定適用事業所に該当したものと扱い、対象の適用事業所に対して「特定適用事業所該当通知書」を送付するため、特定適用事業所該当届の届出は不要です（法人事業所の場合は、同一の法人番号を有する全ての適用事業所に対して通知書を送付します。）。

一方、被保険者資格取得届については、適用拡大の実施に伴い、新たに被保険者資格を取得する短時間労働者がいる場合、各適用事業所がその者に係る当該届を令和 9 年 10 月 7 日までに事務センター等へ届け出る必要があります（健康保険組合が管掌する健康保険の被保険者資格取得届については、健康保険組合へ届け出ることになります。）。

また、令和 9 年 10 月 1 日から特定適用事業所に該当する適用事業所は、保険料調整制度対象事業所に該当することから、保険料調整制度（※）の利

用を希望する場合は、保険料調整開始申出書の提出が必要です。

(※) 保険料調整制度とは、令和8年10月1日から施行された、新たに社会保険の加入対象となる短時間労働者が就業調整せずに働けるよう、事業主が被保険者の社会保険料を一時的に一部負担することで、通算3年間、被保険者の保険料負担を軽減できる制度です。制度の詳細は別途ご確認ください。

問 12 令和9年10月1日から特定適用事業所に該当する適用事業所や該当する可能性がある適用事業所に対して、あらかじめ機構から何らかのお知らせは送付されてくるか。

(答)

＜特定適用事業所該当事前のお知らせ＞

令和8年10月から令和9年7月までの各月のうち、使用される厚生年金保険の被保険者の総数が6か月以上35人を超えたことが確認できる場合は、同年9月上旬に対象の適用事業所に対して「特定適用事業所該当事前のお知らせ」を送付し、同年10月中旬に「特定適用事業所該当通知書」を送付します（法人事業所の場合は、同一の法人番号を有する全ての適用事業所に対してお知らせを送付します。）。

＜特定適用事業所に関する重要なお知らせ＞

令和9年8月に、令和8年10月から令和9年7月までの各月のうち、使用される厚生年金保険の被保険者の総数が5か月35人を超えたことが確認できる場合（同年9月までに1か月以上35人を超えると特定適用事業所に該当する場合は、同年9月上旬に対象の適用事業所に対して事前勧奨状として「特定適用事業所に関する重要なお知らせ」を送付します（法人事業所の場合は、同一の法人番号を有する全ての適用事業所に対してお知らせを送付します。）。

また、令和9年9月にも同様の確認を行い、令和8年10月から令和9年8月までの各月のうち、使用される厚生年金保険の被保険者の総数が5か月35人を超えたことが確認できる場合は、同年10月上旬に同通知を送付します。

※ 機構から送付するお知らせについては別紙もご参照ください。

問 13 令和 9 年 10 月 1 日以降、特定適用事業所に該当する可能性のある適用事業所に対して、あらかじめ機構から何らかのお知らせは送付されてくるか。

(答) 令和 9 年 10 月 1 日以降は、機構において、使用される厚生年金保険の被保険者の総数が直近 11 か月のうち、5 か月 35 人を超えたことが確認できた場合（5 か月目の翌月も被保険者数が 35 人を超えると特定適用事業所に該当する場合）は、対象の適用事業所に対して、「特定適用事業所に関する重要なお知らせ」を送付します（法人事業所の場合は、同一の法人番号を有する全ての適用事業所に対してお知らせを送付します。）。

※ 機構から送付するお知らせについては別紙もご参照ください。

問 14 「特定適用事業所に関する重要なお知らせ」が送付され、5 か月目の翌月も被保険者の総数が 35 人を超えたため特定適用事業所に該当したにもかかわらず、事務センター等へ特定適用事業所該当届を届け出なかった場合はどうなるか。

(答) 令和 9 年 10 月 1 日以降は、特定適用事業所に該当したにもかかわらず、事務センター等へ特定適用事業所該当届を届け出なかった場合は、機構において対象の適用事業所を特定適用事業所に該当したものとして扱い、対象の適用事業所に対して「特定適用事業所該当通知書」を送付します（法人事業所の場合は、同一の法人番号を有する全ての適用事業所に対して通知書を送付します。）。

問 15 使用される被保険者の総数が直近 12 か月のうち、6 か月以上 35 人を超えたことが機構において確認できなかった場合でも、事業主が特定適用事業所に該当すると判断した場合は、特定適用事業所該当届を事務センター等へ届け出ることできるか。

(答) 事業主が特定適用事業所に該当すると判断した場合は、事務センター等へ特定適用事業所該当届を届け出る必要があります。

問 16 事業所の新規適用や事業所の合併時点で 6 か月以上 35 人を超える実績はないが、当該時点以降の厚生年金保険の被保険者の総数が 35 人を超える場合、特定適用事業所該当届を届け出る必要があるか。

(答) 新規適用時や合併時に常時 35 人を超える見込みがある場合は、6 か月以

上 35 人を超える実績がなくても、特定適用事業所該当届を届け出る必要があります。なお、特定適用事業所該当届の該当年月日は常時 35 人を超える
と見込まれた事実発生日となります。

問 17 使用される被保険者の総数が常時 35 人を超えなくなった場合、どのように
に取り扱われるか。

(答) 使用される厚生年金保険の被保険者の総数が常時35人を超えなくなった
場合であっても、引き続き特定適用事業所であるものとして取り扱われます。

ただし、使用される被保険者の 4 分の 3 以上の同意を得たことを証する
書類を添えて、事務センター等へ特定適用事業所不該当届を届け出た場合
は、対象の適用事業所は特定適用事業所に該当しなくなったものとして扱
われることとなります（法人事業所の場合は、特定適用事業所該当届の届出
方法と同様に、同一の法人番号を有する全ての適用事業所を代表する本店
又は主たる事業所が取りまとめ、事務センター等へ特定適用事業所不該当
届を届け出ることになります。また、健康保険組合が管掌する健康保険の特
定適用事業所不該当届については、健康保険組合へ届け出ることになりま
す。）。

このとき、短時間労働者に係る被保険者がいる場合は、併せて資格喪失届
の提出が必要となります（健康保険組合が管掌する健康保険の被保険者資
格喪失届については、健康保険組合へ届け出ることになります。）。

なお、届出による特定適用事業所の不該当年月日及び短時間労働者に係
る被保険者の資格喪失年月日は受理日の翌日となります。

問 18 特定適用事業所不該当届は、35 人を超えなくなったら直ちに提出可能な
のか。被保険者の 4 分の 3 以上の同意を得たとあるが、70 歳以上の被用者
は含まれるのか。

(答) 特定適用事業所不該当届は、厚生年金保険の被保険者の総数が35人以下と
なった日以後であれば、その総数が常時35人を超えなくなった時点で提出可
能となります（常時35人超の判断については問9参照。実際に35人以下とな
った月が、直近1年のうち6ヶ月以上となることを待つ必要はありません）。

なお、被保険者の不利益を生ずる手続が事業主の一方的意思によって行
われることを防止するため、届出の提出時には労使の合意が必要となりま
す。

特定適用事業所の不該当の届出に必要な同意は、次のとおりです。

- ① 同意対象者（厚生年金保険の被保険者、70 歳以上被用者（※）、短時間労働者）の 4 分の 3 以上で組織する労働組合がある場合は、当該労働組合の同意

（※）過去に厚生年金保険の加入期間を有する方であって、仮に 70 歳未満であれば、厚生年金保険の被保険者要件（短時間労働者の被保険者要件を含む。）を満たすような働き方をしている方に限ります。

- ② ①に掲げる労働組合がない場合は、次のいずれか
- ・ 同意対象者の 4 分の 3 以上を代表する者の同意
 - ・ 同意対象者の 4 分の 3 以上の同意

問 19 「特定適用事業所該当事前のお知らせ」や「特定適用事業所該当通知書」が送付されてきたが、令和 9 年 10 月 1 日前に、被保険者の総数が 35 人を超えなくなった場合、特定適用事業所に該当したことを取り消すことはできるか。

（答）令和 9 年 10 月 1 日前に被保険者の総数が 35 人を超えなくなった場合は、特定適用事業所該当取消申出書を、事務センター等へ届け出ることにより、特定適用事業所に該当したことを取り消すことができます。

問 20 「常時 35 人を超える」と見込んで特定適用事業所該当届を提出し適用された後、実際には常時 35 人を超えなかった場合は遡及取消となるのか。

（答）遡及取消にはなりません。また、特定適用事業所を不該当とする場合は、通常の手続と同様に労使の合意が必要となります。

3. 任意特定適用事業所

問 21 被保険者の総数が常時 35 人を超えない企業で、適用拡大をすることは可能か。

(答) 35人以下の企業であっても、労使合意(働いている方々の2分の1以上と事業主の方が厚生年金保険・健康保険に加入することについて合意すること)がなされれば、事務センター等に申出を行っていただくことで「任意特定適用事業所」となり、次の要件(以下「2要件」という。)を全て満たす短時間労働者の方は、企業単位で厚生年金保険・健康保険に加入できます。

- ① 1週の所定労働時間が20時間以上であること。
- ② 学生でないこと。

問 22 任意特定適用事業所の労使合意に必要となる「働いている方々の2分の1以上の同意」とは具体的にどのようなものか。

(答) 同意の対象となる「働いている方々(以下「同意対象者」という。)」は、以下の方々となります。

- ・ 厚生年金保険の被保険者
- ・ 70歳以上被用者
- ・ 2要件を満たす短時間労働者

これらの方々の過半数で組織する労働組合がある場合は、その労働組合の同意が必要になります。

また、同意対象者の過半数で組織する労働組合がない場合は、

- ・ 同意対象者の過半数を代表する者(以下「過半数代表者」という。)の同意
- ・ 同意対象者の2分の1以上の同意

のいずれかが必要になります。

なお、週の所定労働時間が20時間未満の方など厚生年金保険の被保険者となり得ない方は、今回の労使合意による適用拡大の同意対象者には含まれませんが、たとえば労働基準法(昭和22年法律第49号)第36条に基づく労使協定(36協定)などでは、同意対象者に含まれているなど、異なる点がありますので、ご注意ください。

問23 事業主の合意は必要か。

(答) 労使合意に基づく適用拡大は、労働者と事業主双方が了承の上で行われるものです。そのため、申出は、双方了承の上で、事業主の方から行っている必要があります。

なお、法人の会社において、代表取締役など事業主である方が厚生年金保険の被保険者である場合は、当該事業主の方は、事業主としての立場のほか、厚生年金保険の被保険者として、労働者側の同意対象者にもなります。

問24 短時間労働者が1名でも社会保険の加入を希望した場合、合意に向けての労使の協議は必ず行う必要があるのか。

(答)

＜事業主側が希望を把握した場合＞

事業主において、短時間労働者の方から、直接、相談を受ける等により、短時間労働者の方が社会保険の加入を希望していることを把握した場合は、労働組合や過半数代表者の方に対して、すみやかに情報提供を行い、短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用拡大の制度趣旨を踏まえ、社会保険の適用に向けて、労使の協議が適切に行われるための環境の整備に努めるようにしてください。

＜労働組合等が希望を把握した場合＞

短時間労働者の方は、社会保険の加入を希望する場合に、労働組合や過半数代表者の方などに、相談することが考えられます。

労働組合や過半数代表者の方などは、こうした短時間労働者の意向や短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用拡大の制度趣旨を踏まえた上で、社会保険の適用に向けて、労使の協議が適切に行われるよう努めてください。

(参考) 短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用拡大の制度趣旨

働く方々の年金や医療の給付を充実させ、安心して就労できる基盤を整備することは、雇用に伴う事業主の責務であるとともに、結果として働く方々の健康の保持や労働生産性の増進につながりうるものであるため、社会保険の加入は事業主の方にもメリットがあると考えられます。

さらに、短時間労働者への社会保険の適用が、企業の魅力を向上させ、より長く働いてくれるような人材の確保に効果的と考えられます。

事業主の方におかれましては、こうした短時間労働者に対する健康保

険・厚生年金保険の適用拡大の制度趣旨を踏まえ、短時間労働者の方の社会保険の加入について、ご検討いただくようお願いします。

問25 同意対象者から選ばれる過半数代表者になるための要件はあるのか。

(答) 以下の①・②のいずれにも該当することが必要です。

- ① 労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でないこと
- ② 過半数代表者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手、持ち回り決議等の方法により選出された者であること

※ 上記①は、労働条件の決定その他労務管理について経営者と一体的な立場にある方をいい、役職名だけでなく、その職務内容、責任と権限、勤務様態等の実態によって判断してください。

※ 上記①に該当する者がいない場合は、過半数代表者は②に該当する者としてします。

なお、事業主は、過半数代表者であることや、過半数代表者になろうとしたこと等を理由として、労働者に対して不利益な取扱いをしないようにしなければいけません。

(参考) 労働基準法（昭和22年法律第49号）

第四十一条 この章、第六章及び第六章の二で定める労働時間、休憩及び休日に関する規定は、次の各号の一に該当する労働者については適用しない。

二 事業の種類にかかわらず監督若しくは管理の地位にある者又は機密の事務を取り扱う者

問26 労働者の同意や事業主の申出は企業単位と事業所単位のどちらで行うのか。

(答) 法人事業所であれば企業単位（法人単位）で、個人事業所であれば適用事業所単位となります。

問27 労働者の同意書に有効期間はあるのか。事務センター等への申出は、同意があった日からいつまでに行う必要があるのか。

(答) 同意書に一律の有効期間はありませんが、事務センター等が申出を受理した日が資格取得日となりますので、どの時点から短時間労働者の方への社会保険の適用を開始するか等、労働者と事業主で話し合われた内容を考慮した上で、適切に同意の取得や申出を行っていただく必要があります。

問28 申出が受理された後に、過半数代表者が退職した場合や同意した者が過半数割れした場合など、改めて同意を取り直す必要はあるか。

(答) 既に受理された申出は有効ですので、取り直しの必要はありません。

問29 一度申出が受理されれば、社会保険に加入し続けることができるのか。

(答) そのとおりです。

ただしその後の事情変更により、厚生年金保険の被保険者及び70歳以上被用者（以下「4分の3以上同意対象者」という。）の4分の3以上の同意（※1）を得て、事業主が事務センター等に社会保険から脱退する旨の申出を行い、受理された場合には、受理された日の翌日に、短時間労働者の方の社会保険の資格が喪失することになります（※2）。

（※1）「4分の3以上同意対象者」の4分の3以上で組織する労働組合がある場合は、その労働組合の同意が必要になります。

労働組合がない場合は、

- ・「4分の3以上同意対象者」の4分の3以上を代表する者の同意
 - ・「4分の3以上同意対象者」の4分の3以上の同意
- のいずれかの同意が必要になります。

（※2）労使合意に基づき適用拡大の申出を行った事業所が、その後、特定適用事業所（厚生年金保険の被保険者数が常時35人超であること）に該当した場合には、特定適用事業所である間は、労使合意によって社会保険から脱退することはありません。

4. 1 週間の所定労働時間が 20 時間以上

問 30 1 週間の所定労働時間が短期的かつ周期的に変動する場合とはどのような場合か。また、そのような場合は 1 週間の所定労働時間をどのように算出すればよいか。

(答) 4 週 5 休制等のため、1 週間の所定労働時間が短期的かつ周期的に変動し一定ではない場合等は、当該周期における 1 週間の所定労働時間を平均し、算出します。

問 31 所定労働時間が 1 か月単位で定められている場合、1 週間の所定労働時間をどのように算出すればよいか。

(答) 1 か月の所定労働時間を 12 分の 52 で除して算出します (1 年間を 52 週とし、1 か月を 12 分の 52 週とし、12 分の 52 で除すことで 1 週間の所定労働時間を算出する)。

問 32 特定の月の所定労働時間に例外的な長短がある場合とはどのような場合か。また、そのような場合は 1 週間の所定労働時間をどのように算出すればよいか。

(答) 夏季休暇等のため夏季の特定の月の所定労働時間が例外的に短く定められている場合や、繁忙期間中の特定の月の所定労働時間が例外的に長く定められている場合等は、当該特定の月以外の通常月の所定労働時間を 12 分の 52 で除して、1 週間の所定労働時間を算出します。

問 33 所定労働時間が 1 年単位で定められている場合、1 週間の所定労働時間をどのように算出すればよいか。

(答) 1 年の所定労働時間を 52 で除して算出します。

問 34 就業規則や雇用契約書等で定められた所定労働時間が週 20 時間未満である者が、業務の都合等により恒常的に実際の労働時間が週 20 時間以上となった場合は、どのように取り扱うのか。また、適用拡大の施行日前から当該状態であった場合は、適用拡大の施行日から被保険者の資格を取得するのか。

(答) 実際の労働時間が連続する 2 月において週20時間以上となった場合で、引き続き同様の状態が続いている又は続くことが見込まれる場合は、実際の労働時間が週20時間以上となった月の 3 月目の初日に被保険者の資格を取得します。

なお、適用拡大の施行時においては、実際の労働時間が直近 2 月において週 20 時間以上となっており、引き続き同様の状態が続くことが見込まれる場合は、適用拡大の施行日から被保険者の資格を取得します。

5. 学生でないこと

問 35 「学生でないこと」について、学生とはどのような者を指すのか。通信制課程に在学する者は対象となるのか。

(答) 「学生」とは、主に高等学校の生徒、大学又は短期大学の学生、専修学校に在学する生徒等※が該当しますが、卒業した後も引き続き当該適用事業所に使用されることとなっている者、休学中の者、定時制課程及び通信制課程に在学する者その他これらに準じる者(いわゆる社会人大学院生等)は「学生」でも健康保険・厚生年金保険の対象となります。

※次の学生・生徒が該当します。より詳しくは厚生年金保険法施行規則第9条の6及び健康保険法施行規則第23条の6に列記されていますのでご参照ください。

- ・ 高等学校に在学する生徒
- ・ 中等教育学校に在学する生徒
- ・ 特別支援学校に在学する生徒
- ・ 大学(大学院を含む)に在学する学生
- ・ 短期大学に在学する学生
- ・ 高等専門学校に在学する学生
- ・ 専修学校に在学する生徒
- ・ 各種学校に在学する生徒(修業年限が1年以上である課程を履修する者に限る)
- ・ 上記の教育施設に準ずる教育施設に在学する生徒又は学生

問 36 学生については、4分の3基準に該当していても、学生という理由のみをもって健康保険・厚生年金保険の被保険者とならないのか。

(答) 学生であっても、適用事業所に使用され4分の3基準を満たす場合は、正社員等と同様に一般被保険者として健康保険・厚生年金保険の被保険者となります。

6. 所定内賃金が月額 8.8 万円以上（令和 8 年 10 月 1 日に撤廃）

問 37 賃金要件はなぜ撤廃されたのか。

- （答）いわゆる「年収106万円の壁」として意識されていた賃金要件は、
- ・ 年収106万円の壁を意識せず、自分のライフスタイルに合わせて働き方を選びやすくするため、
 - ・ また、最低賃金の上昇により、週の所定労働時間が20時間以上であれば賃金要件も満たすこととなり、要件としての実質的な意味がなくなるため、
- 令和 8 年10月に撤廃されました。

問 38 賃金要件は撤廃されたが、令和 8 年 9 月以前の期間の取扱いはどうなるか。

- （答）令和 8 年 9 月以前の期間について、遡及して被保険者資格を取得する場合は、撤廃前と同じ基準で、賃金要件も満たす必要があります。

問 39 賃金要件の撤廃後、最低賃金減額の特例許可を受けている者の取扱いはどうなるか。

- （答）賃金要件の撤廃後も、適用事業所に使用される 70 歳未満の短時間労働者（健康保険においては適用事業所に使用される短時間労働者）のうち、最低賃金の減額の特例許可を受けている方（※）で、所定内賃金が月額 8.8 万円未満の方（以下「特定減額特例対象者」という。）は、原則として健康保険・厚生年金保険の加入対象となりません。

ただし、老後の保障や万が一の場合に備えるため、特定減額特例対象者の申出により健康保険・厚生年金保険に加入することができます。

（※）最低賃金を一律に適用するとかえって雇用機会を狭めるおそれなどがあることから、次の労働者については、使用者が都道府県労働局長の許可を受けることを条件として個別に最低賃金の減額の特例が認められています。

- ・ 精神又は身体の障害により著しく労働能力が低い者
- ・ 試の使用期間中の者
- ・ 基礎的な技能等を内容とする認定職業訓練を受けている者のうち厚生労働省令で定める者
- ・ 軽易な業務に従事する者
- ・ 断続的業務に従事する者

7. 給付・その他

問 40 老齢厚生年金の受給者が適用拡大により短時間労働者として被保険者資格を取得した場合、年金給付に対してどのような影響があるか。(在職老齢年金、高年齢雇用継続給付等)

(答) 被保険者資格を取得した場合は、在職老齢年金や高年齢雇用継続給付金等との支給調整の対象になります。

問 41 短時間正社員について、今回の適用拡大によって取扱いに変更はあるか。

(答) 短時間正社員は、従来どおり、所定労働時間の長短にかかわらず、被保険者資格を取得します。

問 42 同時に2ヶ所以上の事業所で勤務をしているが、複数の事業所で被保険者資格の取得要件を満たした場合、どのような手続が必要になるか。

(答) 同時に2ヶ所以上の事業所で被保険者資格の取得要件を満たした場合、被保険者は、いずれか一つの事業所を選択いただき、その事業所を管轄する事務センター等(健康保険の保険者が2以上あり、健康保険組合を選択する場合は、事務センター等及び選択する健康保険組合)へ「被保険者所属選択・2以上事業所勤務届」を提出いただく必要があります。

なお、被保険者資格の取得要件を満たすか否かについては、各事業所単位で判断を行うこととしており、2ヶ所以上の事業所における所定内賃金や労働時間を合算することはありません。

※令和9年10月1日施行の企業規模要件の縮小（50人超→35人超）に伴い機構から送付するお知らせ

お知らせの種類	お知らせを送付するタイミング	必要となる手続き
「特定適用事業所に関する重要なお知らせ」	<p>①令和8年10月から令和9年7月までの各月のうち、使用される厚生年金保険の被保険者の総数が5か月35人を超えたことが確認できた場合（同年9月上旬送付予定）</p> <p>②令和8年10月から令和9年8月までの各月のうち、使用される厚生年金保険の被保険者の総数が5か月35人を超えたことが確認できた場合（同年10月上旬送付予定）</p>	<p>・その後、特定適用事業所に該当した場合は、特定適用事業所該当届のご提出が必要です（令和9年10月以降）。</p> <p>ただし、①の事業所のうち、令和9年8月の厚生年金保険の被保険者の総数が35人を超えたことが確認できた場合は、特定適用事業所該当届のご提出は不要になります。</p> <p>・また、適用拡大に伴い新たに被保険者資格を取得する短時間労働者がいる場合は、被保険者資格取得届のご提出が必要です（令和9年10月以降）。</p>
「特定適用事業所該当事前のお知らせ」	①令和8年10月から令和9年7月までの各月のうち、使用される厚生年金保険の被保険者の総数が6か月以上35人を超えたことが確認できた場合（同年9月上旬送付予定）	・適用拡大に伴い、新たに被保険者資格を取得する短時間労働者がいる場合は、被保険者資格取得届のご提出が必要です（令和9年10月以降）。
「特定適用事業所該当通知書」	<p>①令和8年10月から令和9年7月までの各月のうち、使用される厚生年金保険の被保険者の総数が6か月以上35人を超えたことが確認できた場合（同年10月中旬送付予定）</p> <p>②令和8年10月から令和9年8月までの各月のうち、使用される厚生年金保険の被保険者の総数が6か月35人を超えたことが確認できた場合（同年10月中旬送付予定）</p>	・適用拡大に伴い、新たに被保険者資格を取得する短時間労働者がいる場合は、被保険者資格取得届のご提出が必要です（令和9年10月以降）。

※令和9年10月1日以降に機構から送付するお知らせ

お知らせの種類	お知らせを送付するタイミング	必要となる手続き
「特定適用事業所に関する重要なお知らせ」	・直近11か月のうち、使用される厚生年金保険の被保険者の総数が5か月35人を超えたことが確認できた場合（5か月目の翌々月上旬送付予定）	<p>・その後、特定適用事業所に該当した場合は、特定適用事業所該当届のご提出が必要です。</p> <p>・また、適用拡大に伴い新たに被保険者資格を取得する短時間労働者がいる場合は、被保険者資格取得届のご提出が必要です。</p>
「特定適用事業所該当通知書」	・「特定適用事業所に関する重要なお知らせ」が送付され、5か月目の翌月以降に被保険者の総数が35人を超えたため特定適用事業所に該当したにもかかわらず、特定適用事業所該当届のご提出がなかった場合（6か月該当の翌々月上旬送付予定）	・適用拡大に伴い、新たに被保険者資格を取得する短時間労働者がいる場合は、被保険者資格取得届のご提出が必要です。